経済産業省

資料３

価格転嫁・取引適正化に向けた取組

２０２６年１１月

関東経済産業局

目次

１．民間取引における価格転嫁・取引適正化

２．官公需における価格転嫁・取引適正化

３．困ったときは

１．民間取引における価格転嫁・取引適正化

２．官公需における価格転嫁・取引適正化

３．困ったときは

振興法（受託中小企業振興法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容　＋　②規模要件　＝　対象取引

①取引の内容

製造委託　修理委託　情報成果物作成委託　役務提供委託　特定運送委託

②規模要件（製造業、建設業、運輸業その他）

委託事業者	資本金が中小受託事業者より１円でも大きい	→	中小受託事業者：資本金３億以下（個人含む）
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より１人でも多い	→	常時使用する従業員300人以下

②規模要件（サービス業）

委託事業者	資本金が中小受託事業者より１円でも大きい	→	中小受託事業者：資本金５千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より１人でも多い	→	常時使用する従業員100人以下（個人含む）

具体的な措置

① **経済産業大臣が**中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として**「振興基準」※を定める**。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須。業界団体の自主行動計画にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勧奨**。

③ **調査、公表**　（例：価格交渉・転嫁等の状況の**「発注者リスト」**（発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する**「振興事業計画」**について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

振興基準

- 振興法（受託中小企業振興法）では、経済産業大臣が**委託事業者と中小受託事業者のよるべき一般的な基準**として「**振興基準**」を定めている。

  ※**パートナーシップ構築宣言**では振興基準の遵守が必須（11万社超が宣言）。業界団体の**自主行動計画**（34業種・97団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる。
- 振興法は取適法よりも適用対象が広く、**製造委託等を行う幅広い取引を対象**とする。
- 主務大臣は振興基準に定める事項について、**指導・助言**を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを**勧奨**することができる。

ポイント　**※下線部分は令和8年6月24日に改正。**

● 取引条件を改善すること

- 威圧的な交渉をしない
- 合理性や十分な協議を欠く対価決定をしない
- 協議の申出には応じる
- 労務費転嫁指針を遵守する
- 買いたたきをしない
- 型の無償保管要請をしない**（望ましくない事例を明記）**
- 働き方改革を阻害する取引をしない
- 納品の検査等の方法を予め協議して定める
- 受領日から60日以内に現金で代金を払う
- サプライチェーン全体で支払方法の改善を進める
- **価格転嫁の浸透を後押しする人事評価制度の整備**　等

● 委託事業者と中小受託事業者の共存共栄を目指すこと

● 発注の改善に努めること

- 契約条件の明確化
- 知的財産取引の適正化

（新たな「知財取引指針」に基づく取引の実施）　等

● 価格交渉・価格転嫁のツールを活用すること

- 取引適正化ガイドライン、講習会、価格交渉ハンドブック 等

● 中小受託事業者の連携を進めること

- 振興事業計画の活用 等

「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる**価格転嫁・取引適正化**を経済界全体で促すため、**毎年３月と９月を「価格交渉促進月間」と設定**。
- **受注側中小企業30万社へのアンケート調査**や、**発注者ごとに価格交渉・転嫁等の状況を整理した「発注者リスト」の公表**等により、発注者の自発的な取引方針の改善に繋げる。
- 2021年９月から開始し、2026年９月に**11回目の「月間」を実施**。

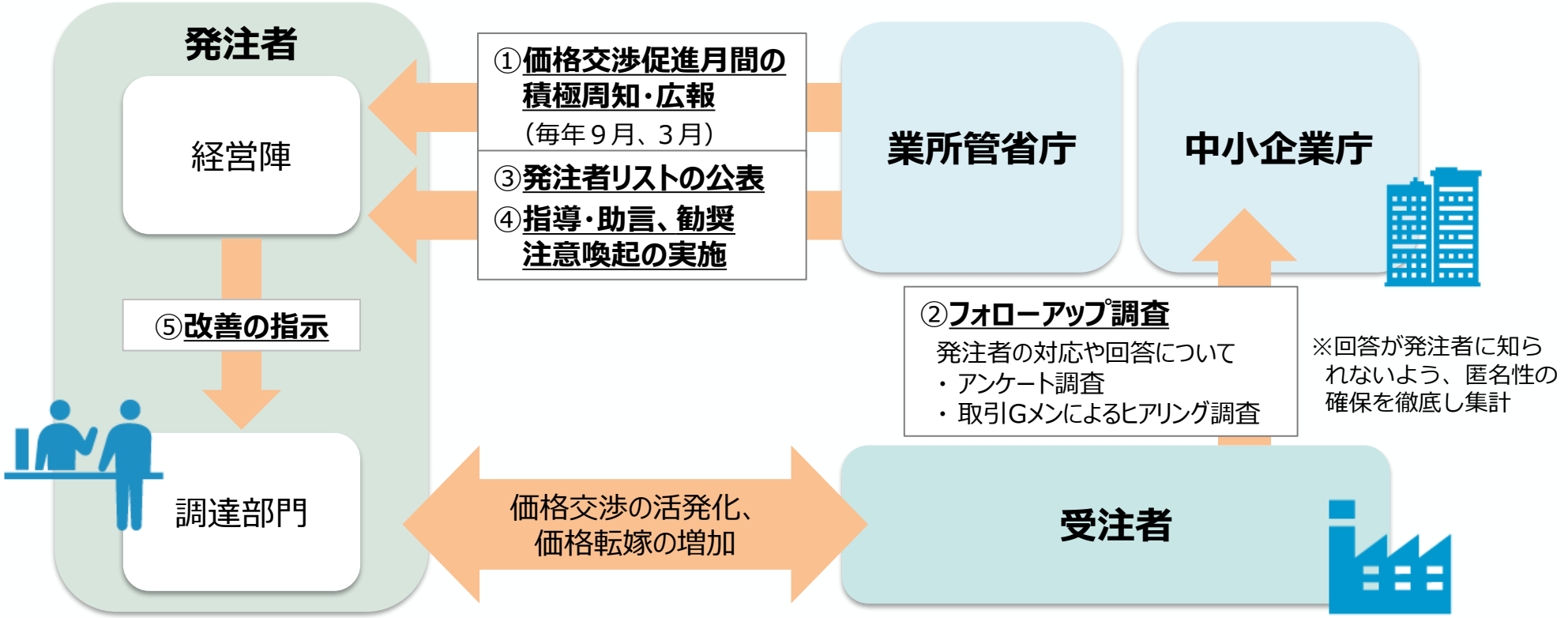

2026年３月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果概要

- 2026年３月の「価格交渉促進月間」を踏まえ、2025年10月から2026年３月までの期間における**価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況**について、**中小企業30万社に対しアンケート調査**を実施。
- 調査の結果を６/26（金）に公表。

結果概要

- 調査期間　：　2026年４月20日（月）～６月３日（水）
- 回答企業数　：　**69,625社**（回答から抽出される**発注者数**は延べ**91,233社**）　※前回調査：69,988社（延べ86,538社）
- 回収率　：　**23.2%**　※前回調査：23.3%

価格転嫁率

- **価格転嫁率**は、前回から0.7ポイント増の**54.2%**（前回53.5%）。
- **官公需取引に限った場合の価格転嫁率**は、前回から3.7ポイント下落し、**48.4%**（前回52.1%）。

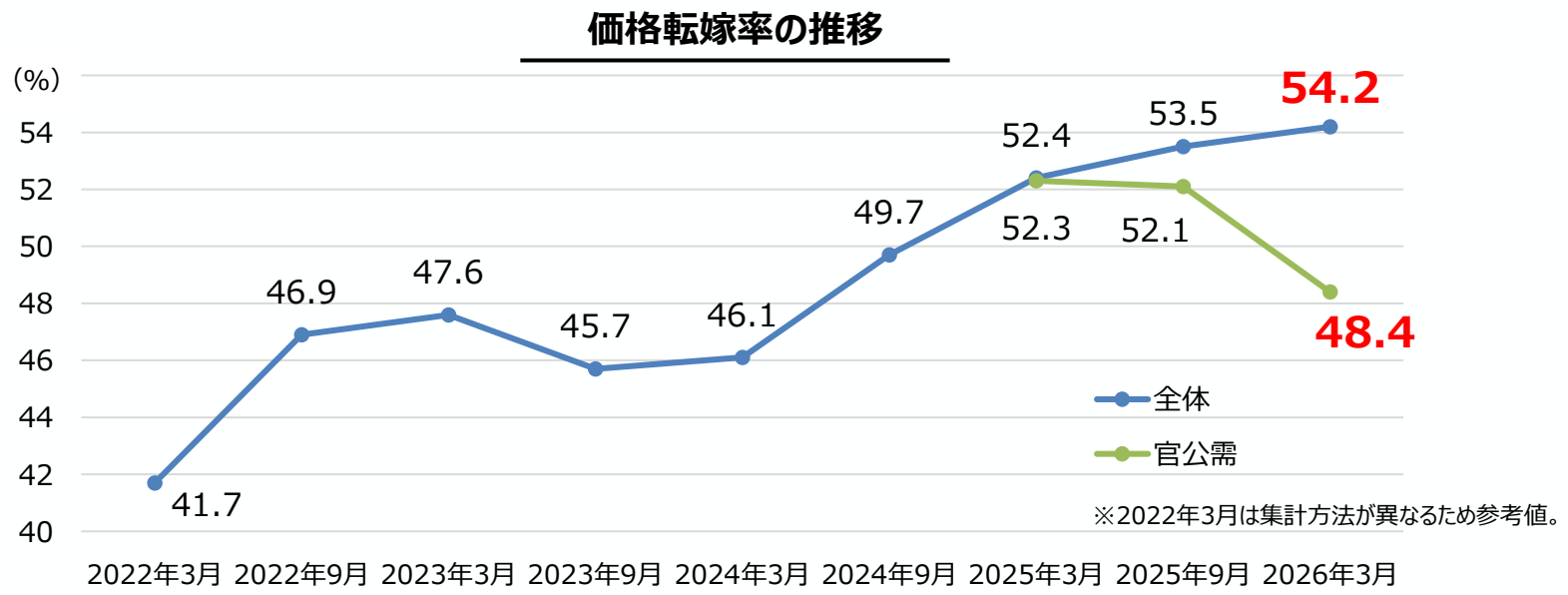

※　価格転嫁率は、「実際のコスト上昇分のうち、価格転嫁が実現した割合」の回答の平均値。以下同じ。

価格交渉の状況

- 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）は前回から約**１ポイント増加**し、**９割を超過**（前回89.4%→90.7%）。
- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**３ポイント減**の**31.5%**。
- 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は前回から**微減**（前回10.6%→**9.3%**）。
  - **価格交渉は浸透しつつある**ものの、引き続き、受注企業の意に反して**交渉が行われなかった者が約１割**。**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近６か月間における価格交渉の状況

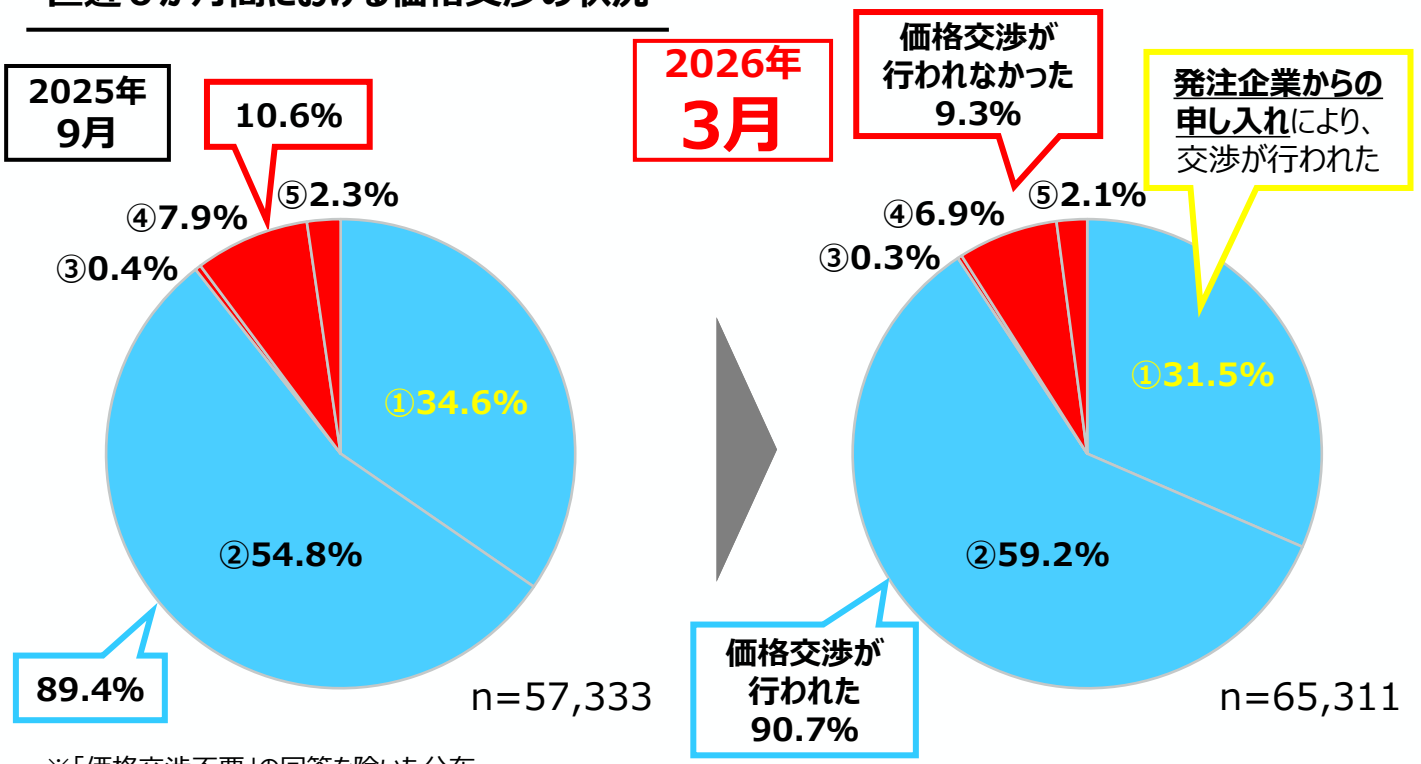

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた**。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた**。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、**発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、**発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった**。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、**受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**。

※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は**８割超**。「**全額転嫁できた**」割合（①）は**３割弱**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→**16.0%**）。
  - **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近６か月間における価格転嫁の状況

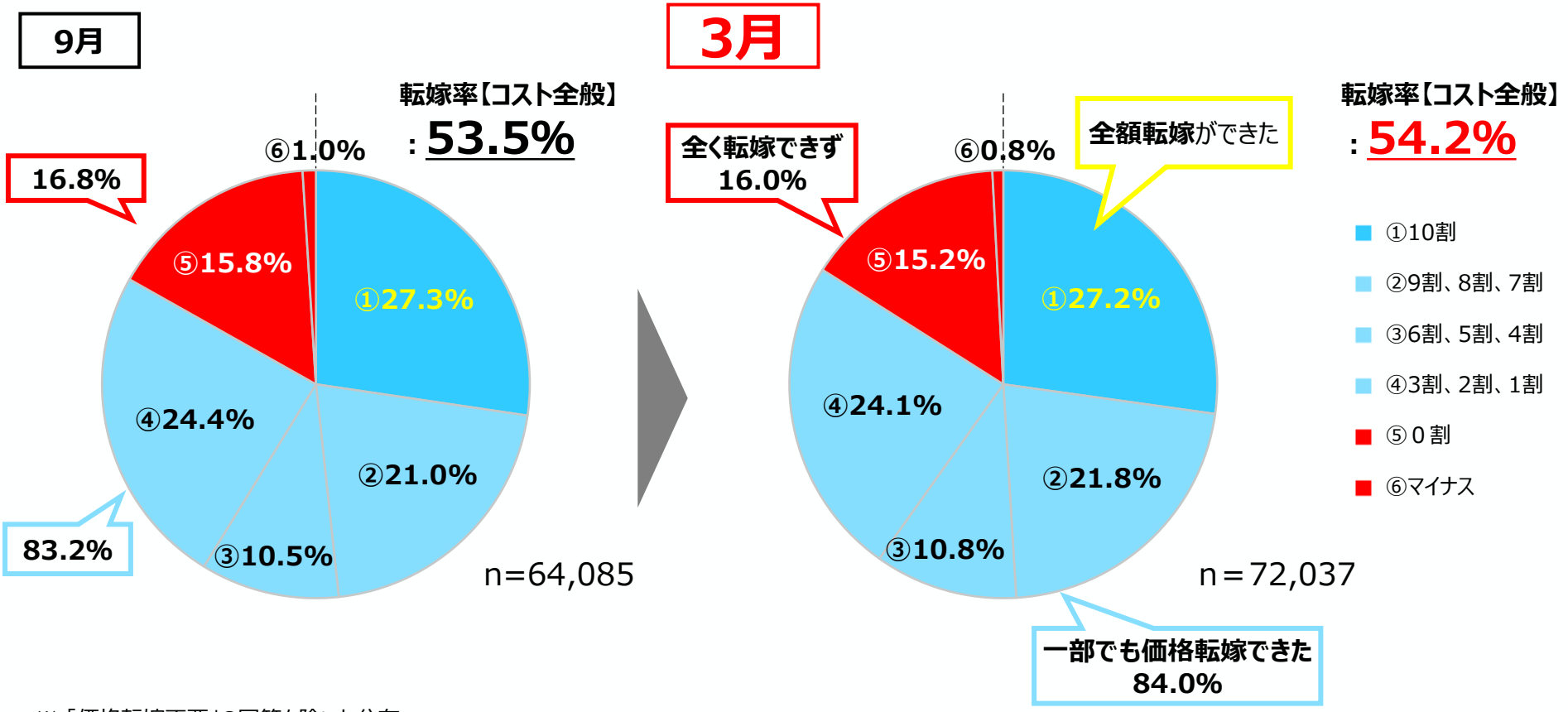

※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

サプライチェーンの各取引段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、**最終製品・サービスを提供する企業**から数え、**どの取引段階に位置しているか**」との質問への回答を集計したもの。

- **価格転嫁率**は、**１次請けの企業は５割超（55.2%）**に対し、**４次請け以上の企業は４割程度（45.5%）**。
- いずれの段階においても、前回と比較して**転嫁率は上昇傾向**にあり、１次請けの企業と４次請け以上の企業の**転嫁率の差は縮小**した。
- 一方、引き続き、受注側企業の**取引段階が深くなるにつれて価格転嫁率が低くなる**傾向がみられ、特に、**４次請け以上の階層**においては、「**全く転嫁できなかった**」又は「**減額された**」企業は、**２割強**（24.3%）。
  - ➢ 引き続き、取引階層の深い段階への**価格転嫁の浸透**が課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率

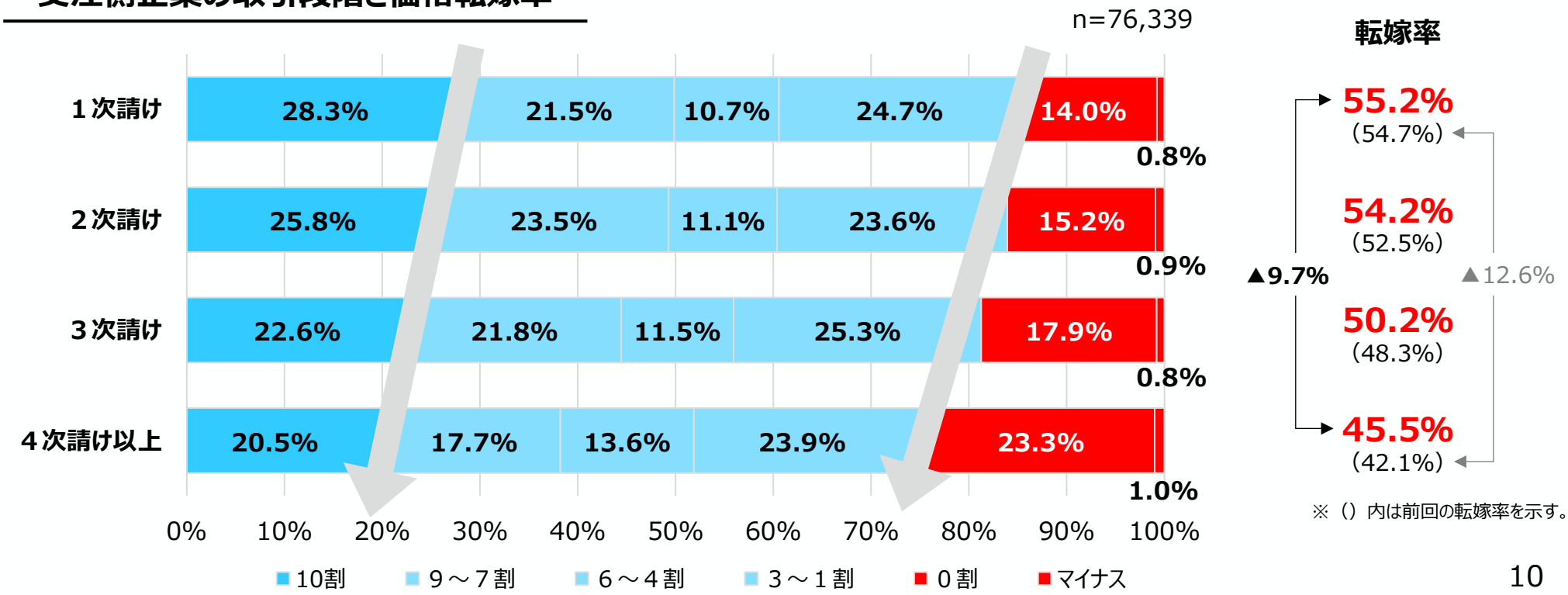

※（）内は前回の転嫁率を示す。

（参考）価格交渉の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の**差が僅かに縮小**。**交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向**にある。

順位	業種	交渉平均点	
－	全体	7.39	(7.30)
1位	製薬	↑↑↑ 8.49	(7.22)
2位	造船	↑ 7.92	(7.58)
3位	建設	↓ 7.82	(7.96)
4位	化学	↓ 7.81	(7.94)
5位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 7.80	(7.55)
6位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 7.76	(7.39)
7位	広告	↑↑ 7.70	(7.07)
8位	通信	↑↑ 7.66	(7.11)
9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 7.58	(6.67)
10位	電機・情報通信機器	↑ 7.57	(7.26)
11位	金融・保険	↑↑ 7.52	(6.95)
12位	自動車・自動車部品	↑ 7.42	(7.29)
13位	食品製造	↑ 7.41	(7.14)
14位	機械製造	↑ 7.35	(7.13)
15位	卸売	↑ 7.31	(7.28)
16位	飲食サービス	↑ 7.28	(7.09)
17位	不動産業・物品賃貸業	↓ 7.25	(7.26)
18位	警備	－ 7.23	－
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 7.22	(6.98)
20位	小売	↑ 7.20	(7.05)
21位	放送コンテンツ	↑ 7.01	(6.77)
22位	金属	↓ 6.99	(7.05)
23位	農業・林業	↓ 6.95	(7.13)
24位	建材・住宅設備	↑↑ 6.93	(6.27)
25位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 6.88	(6.35)
26位	繊維	↑ 6.84	(6.38)
27位	印刷	↑ 6.81	(6.48)
28位	紙・紙加工	↑ 6.78	(6.57)
29位	廃棄物処理	↑↑ 6.54	(5.90)
30位	生活関連サービス	↑ 6.48	(6.42)
31位	ビルメンテナンス	－ 6.35	－
32位	トラック運送	↑↑ 6.27	(5.60)
－	その他	－	

※（）内は2025年９月の平均点を示す。９月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑／↓：0.5未満 上昇／下落、 ↑↑／↓↓：0.5以上～1.0未満 上昇／下落、
↑↑↑／↓↓↓：1.0以上 上昇／下落

※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	**質問②** 交渉申し入れ有無	**質問③** 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが**あった**	－	10点
	申し入れが**なかった**	－	8点
行われなかった	申し入れが**あった**	**コストが上昇せず、交渉は不要と判断**し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、**交渉は不要と判断**し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、**交渉は不要と判断**し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、**発注量減少や取引停止を恐れ**、辞退したため	5点
	申し入れが**なかった**	**コストが上昇せず、交渉は不要と判断**し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、**交渉は不要と判断**し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、**交渉は不要と判断**し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、**発注量減少や取引停止を恐れ**、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、**交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**ため	－10点

（参考）価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、**転嫁率が数ポイントずつ上昇**し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、廃棄物処理、農業・林業などは、昨年９月時点と**ほぼ横ばい**の結果となっている。

2026年３月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
全体			↑ 54.2% (53.5%)	↑ 55.7% (55.0%)	↓ 48.9% (48.9%)	↑ 50.0% (50.0%)
業種別	1位	化学	↓ 65.9% (66.7%)	↑ 69.7% (69.6%)	↓ 62.4% (62.5%)	↓ 60.0% (60.6%)
	2位	電機・情報通信機器	↑ 63.6% (60.6%)	↑ 67.7% (64.5%)	↑ 56.5% (54.9%)	↑ 56.9% (56.0%)
	3位	造船	↑ 62.4% (59.4%)	↑ 64.9% (63.9%)	↑ 57.0% (55.1%)	↑ 56.9% (54.1%)
	4位	飲食サービス	↑ 62.0% (57.2%)	↑ 62.7% (60.7%)	↑ 52.2% (48.4%)	↑ 53.0% (48.5%)
	5位	機械製造	↑ 61.4% (59.4%)	↑ 65.7% (64.8%)	↑ 56.5% (55.2%)	↑ 56.4% (54.5%)
	6位	自動車・自動車部品	↑ 61.2% (58.9%)	↑ 67.8% (64.9%)	↑ 59.4% (56.0%)	↑ 58.1% (56.1%)
	7位	食品製造	↑ 59.5% (59.3%)	↑ 61.9% (60.2%)	↑ 53.2% (53.1%)	↓ 52.6% (53.2%)
	8位	製薬	↑↑↑ 57.2% (46.7%)	↑↑ 57.6% (50.8%)	↑↑ 52.6% (46.0%)	↑↑ 51.1% (42.6%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 56.7% (50.9%)	↑↑ 51.3% (46.1%)	↑↑ 49.4% (43.2%)	↑↑ 56.4% (51.3%)
	10位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 56.5% (52.9%)	↑ 56.3% (52.2%)	↑ 52.1% (48.6%)	↑↑ 54.8% (47.7%)
	11位	金融・保険	↑ 56.5% (56.2%)	↓ 54.4% (58.6%)	↓ 49.2% (54.0%)	↓ 54.5% (56.0%)
	12位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 56.2% (52.7%)	↑ 57.6% (53.2%)	↑ 52.2% (49.3%)	↑ 53.4% (50.5%)
	13位	金属	↑ 55.1% (54.2%)	↑ 59.6% (58.5%)	↑ 49.5% (49.4%)	↑ 49.3% (48.9%)
	14位	石油製品・石炭製品製造	↑ 54.7% (50.0%)	↑↑ 61.5% (55.6%)	↑ 48.7% (44.9%)	↑ 49.1% (44.6%)
	15位	卸売	↑ 54.6% (54.1%)	↑ 55.7% (55.7%)	↓ 47.8% (49.4%)	↓ 47.2% (48.6%)
	16位	小売	↑ 54.3% (54.0%)	↑ 56.0% (55.7%)	↑ 48.7% (48.3%)	↓ 47.3% (48.0%)
	17位	紙・紙加工	↑ 53.4% (50.0%)	↑ 54.2% (53.2%)	↑ 47.5% (45.5%)	↑ 47.6% (44.7%)
	18位	建設	↓ 53.0% (53.2%)	↓ 53.9% (53.9%)	↓ 48.5% (49.8%)	↓ 50.5% (51.6%)
	19位	不動産業・物品賃貸業	↑ 52.9% (51.7%)	↑ 51.9% (51.3%)	↓ 47.1% (47.2%)	↑ 50.2% (48.3%)
	20位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.8% (52.4%)	↓ 49.4% (49.9%)	↑ 48.1% (45.8%)	↑ 49.2% (48.9%)
	21位	印刷	↑ 51.7% (49.9%)	↑ 52.3% (49.8%)	↑ 44.0% (42.7%)	↓ 42.0% (44.0%)
	22位	警備	– 50.5% –	– 42.0% –	– 38.6% –	– 49.7% –
	23位	繊維	↑ 50.2% (48.1%)	↑ 52.6% (51.6%)	↑ 44.8% (44.6%)	↑ 44.8% (44.8%)
	24位	生活関連サービス	↑ 49.3% (48.9%)	↓ 48.1% (49.8%)	↑ 43.0% (42.3%)	↑ 44.8% (44.2%)
	25位	建材・住宅設備	↑ 48.9% (47.2%)	↑ 51.7% (48.9%)	↑ 42.7% (40.9%)	↑ 42.5% (41.6%)
	26位	通信	↑ 48.1% (46.6%)	↑ 46.6% (46.6%)	↓ 41.8% (43.4%)	↑ 47.6% (45.9%)
	27位	広告	↑ 44.0% (43.4%)	↑ 43.9% (43.6%)	↑ 35.2% (33.5%)	↓ 42.2% (42.8%)
	28位	農業・林業	↑ 42.4% (42.3%)	↑ 43.3% (41.9%)	↑ 38.9% (38.7%)	↑ 38.3% (38.1%)
	29位	廃棄物処理	↑ 42.0% (41.1%)	↑ 40.4% (38.0%)	↑ 39.5% (36.0%)	↑ 37.8% (34.9%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 41.4% (40.1%)	↓ 38.3% (41.6%)	↓ 33.0% (34.2%)	↑ 37.9% (37.7%)
	31位	ビルメンテナンス	– 40.2% –	– 36.0% –	– 34.2% –	– 39.9% –
	32位	トラック運送	↓ 34.5% (34.7%)	↓ 31.0% (31.3%)	↑ 31.4% (30.4%)	↑ 31.3% (31.0%)
	–	その他	–	–	–	–

※2025年９月時点との変化幅と矢印の数の関係　↑／↓：～４ポイント上昇／下落、↑↑／↓↓：５～９ポイント上昇／下落、↑↑↑／↓↓↓：10ポイント以上上昇／下落
※（）内は前回の転嫁率を示す。

2026年３月月間に基づく発注者リストの公表（2026年８月４日公表）

- フォローアップ調査において、**10社以上**の中小企業から主要な取引先として挙げられた発注者について、**発注者ごとに、交渉・転嫁・支払条件の状況**を**「ア」～「エ」の４段階**で整理したリストを公表。

発注者リスト（冒頭部分抜粋）

法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況	④支払条件の回答状況	パートナーシップ構築宣言の状況
1010001000006	五洋建設（株）	28	ア	イ	ア	★
1010001001805	鹿島道路（株）	21	ア	イ	ア	★
1010001008668	ＪＦＥスチール（株）	21	ア	ア	ア	★
1010001008742	ピーエス・コンストラクション（株）	12	ア	イ	イ	★
1010001009823	アース環境サービス（株）	16	イ	ウ	ア	★
1010001024087	東光電気工事（株）	11	ア	ア	ア	★
1010001025515	ＮＸ商事（株）	11	ア	ア	ア	
1010001027024	富士フイルムヘルスケアマニュファクチャリング（株）	10	ア	ア	ア	★
1010001034730	（株）内田洋行	13	ア	イ	ア	★
1010001067912	（株）ＮＴＴドコモ	20	ア	イ	ア	★
1010001074355	王子マテリア（株）	12	ア	イ	ア	
1010001088181	（株）セブン－イレブン・ジャパン	15	イ	ア	ア	★
1010001091664	三菱地所コミュニティ（株）	12	ア	イ	ア	★
1010001092605	ヤマト運輸（株）	82	ア	ウ	ア	★
1010001095640	第一三共（株）	11	ア	ア	ア	★
1010001095657	三菱電機トレーディング（株）	10	ア	イ	ア	
1010001098619	日鉄物流（株）	23	ア	イ	ア	★
1010001110829	リコージャパン（株）	12	イ	イ	ア	★
1010001112577	日本郵便（株）	16	ア	イ	ア	★
1010401009745	（株）小糸製作所	19	ア	イ	ア	★
1010401010455	（株）小松製作所	73	ア	ア	ア	★
1010401013565	清水建設（株）	125	ア	イ	ア	★
1010401015438	世紀東急工業（株）	24	ア	イ	イ	★
1010401016618	大東建託パートナーズ（株）	24	ウ	ウ	ア	★
1010401041839	（株）ＴＭＥＩＣ	13	ア	イ	ア	★
1010601006939	（株）吉野工業所	18	ア	ウ	ア	
1010701025541	（株）日本アクセス	32	イ	イ	ア	★
1010801001748	（株）荏原製作所	30	ア	イ	ア	
1010901011705	三菱電機システムサービス（株）	13	ア	イ	ア	★
1011101044248	（株）ロッテ	16	ア	ア	ア	★
1012401010815	（株）飯田産業	11	ウ	ウ	ア	
1013101005329	（株）やまびこ	12	ア	ア	ア	★
1013301004808	山洋電気（株）	13	ア	イ	ア	★
1020001071491	富士通（株）	66	ア	イ	ア	★
1030001042723	（株）アイチコーポレーション	12	ア	イ	ア	
1070001015725	小倉クラッチ（株）	11	イ	ア	ア	
1070001016632	（株）ミツバ	10	ア	ア	ア	★
1070001020832	パナソニックＡＰ空調・冷設機器（株）	15	ア	イ	ア	★
1100001024474	シチズンマシナリー（株）	11	イ	イ	ア	

＜企業リスト＞

- 公表対象企業は**過去最大の557社に増加**、うち**初掲載が89社**。
- 価格交渉・価格転嫁・支払条件が**いずれも最高評価（「ア・ア・ア」）**の企業の割合は全体の**２割**。
- 今回から、**パートナーシップ構築宣言の宣言状況についても掲載**。

＜官公需リスト＞

- 官公需における公表対象機関は**過去最大の92機関に増加**。
- **価格交渉**は、**「ア」の機関の割合が増加**し、**「エ」が０に減少**。一方、**価格転嫁**は、「ア」「イ」が減少、**「ウ」の割合が増加**。

ア	平均値が７点以上
イ	平均値が４点以上、７点未満
ウ	平均値が０点以上、４点未満
エ	平均値が０点未満

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、**「発注者」の立場**から、**「代表者の名前」**で、**サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守**等について**自主的に宣言・公表**することで、**取引適正化に関する社内への意識徹底**、取引先からの**取組の見える化**等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。

1．宣言の骨子

- サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- 中小受託事業者との**望ましい取引慣行（「振興基準」）**の遵守

2．宣言するメリット（補助金の加点等、優遇措置）

- パートナーシップ構築宣言を宣言・公表した企業は、補助金について加点措置が受けられる等、優遇措置を受けることができる。

※ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
中小企業新事業進出補助金
賃上げ促進税制（中堅企業向け）の要件
企業活力強化資金の融資
都道府県による宣言企業への補助金や
制度融資等の各種優遇措置、等。

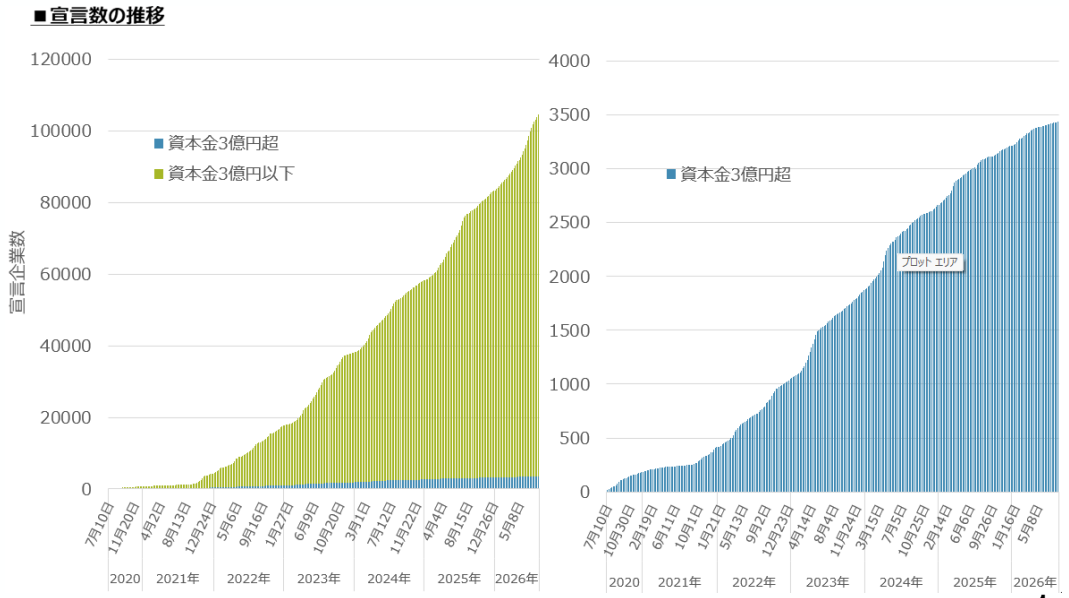

東京証券取引所　コーポレートガバナンス・コード（抜粋）

（2026年７月21日施行）

第２章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則２】

上場会社は、**会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、**従業員、顧客、**取引先**、債権者、地域社会**をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべき**である。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

【解釈指針】

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者 の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。**上場会社は、人的資本への投資等や適切な分配を行う、取引先と公正・適正な取引（サプライチェーンにおける適正な価格転嫁を含む）を行うなど、これらのステークホルダーと適切に協働することにより初めて、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成することができることを十分に認識すべきである。**

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。なお、地域社会に資する投資を行うことも、中長期的な企業価値の向上につながる場合には、会社の存続・活動の基盤をなす主体を活性化するという意味において重要である。

そのような認識の下、上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

取引適正化ガイドライン

- 受託適正取引等の推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）は、委託事業者と中小受託事業者との間で、適正な取引が行われるよう、国が策定したガイドライン。令和8年８月時点で28業種策定。
- 望ましい取引事例(ベストプラクティス)や、取適法等で問題となり得る取引事例等を分かりやすく、具体的に記載。

【ガイドライン策定業種一覧】

(1)素形材
(2)自動車
(3)産業機械・航空機等
(4)繊維
(5)電機・情報通信機器
(6)情報サービス・ソフトウェア
(7)広告
(8)建設業
(9)建材・住宅設備産業
(10)トラック運送業
(11)放送コンテンツ
(12)金属
(13)化学
(14)紙・加工品
(15)印刷
(16)アニメーション制作業
(17)食品製造業
(18)食品卸売業
(19)水産物・水産加工品
(20)養殖業
(21)造船業
(22)防衛産業
(23)林業・木材産業
(24)空港グランドハンドリング
(25)家電量販店
(26)鉄道車両
(27)港湾運送事業
(28)廃棄物処理業

各業界団体による自主行動計画

- 令和８年８月15日時点で、**34業種97団体**が取引適正化に関する自主行動計画を策定済み。

自動車（日本自動車工業会／日本自動車部品工業会）、
素形材（日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／日本鍛圧機械工業会／日本工業炉協会／日本バルブ工業会）、
機械製造業（日本建設機械工業会／日本産業機械工業会／日本工作機械工業会／日本半導体製造装置協会／日本ロボット工業会／日本分析機器工業会／日本計量機器工業連合会／日本鉄道車輌工業会／信号工業協会／自転車協会／日本印刷産業機械工業会）、
航空宇宙（日本航空宇宙工業会）、
繊維（日本繊維産業連盟）、
紙・紙加工（日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会）、
電機・情報通信機器（電子情報技術産業協会／日本電機工業会／カメラ映像機器工業会／情報通信ネットワーク産業協会／ビジネス機械・情報システム産業協会／日本万引防止システム協会）、
家電量販店（大手家電流通協会）
情報サービス・ソフトウェア（情報サービス産業協会）、
流通（日本スーパーマーケット協会／全国スーパーマーケット協会／日本フランチャイズチェーン協会／日本チェーンドラッグストア協会／日本ボランタリーチェーン協会／日本DIY・ホームセンター協会）、
家具・建材・住宅設備（日本建材・住宅設備産業協会／アジア家具フォーラム／日本オフィス家具協会／日本家具産業振興会／全日本ベッド工業会／日本ガス石油機器工業会）、
金属（日本電線工業会／日本鉄鋼連盟／日本アルミニウム協会／日本伸銅協会）、
防衛（日本防衛装備工業会）、
警備（全国警備業協会）、

化学（日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟）、
通信（電気通信事業者協会／日本インターネットプロバイダー協会／テレコムサービス協会／デジタルメディア協会）、
放送コンテンツ（放送コンテンツ適正取引推進協議会）、
トラック運送（全日本トラック協会）、
建設（日本建設業連合会、全国建設業協会）、
金融（全国銀行協会）、**商社**（日本貿易会）、
印刷（日本印刷産業連合会）、
造船（日本造船工業会／日本中小型造船工業会）、
住宅（住宅生産団体連合会）、
広告（日本広告業協会）、
電力（送配電網協議会）、
食品製造業（食品産業センター／酒類業中央団体連絡協議会）、
食品卸売業（日本加工食品卸売協会／日本外食品流通協会／ 日本給食品連合会／全国給食事業協同組合連合会／全国青果卸売市場協会／全国魚卸売市場連合会）、
飲食業（日本フードサービス協会）、**農業**（全国農業協同組合中央会）、
林業・木材産業（全国木材組合連合会・全国木材協同組合連合会／全国森林組合連合会）
不動産管理業（マンション管理業協会／日本賃貸住宅管理協会）、
映画・アニメーション制作業（日本動画協会／日本映画製作者連盟／協同組合日本映画製作者協会／日本映像職能連合／日本映画制作適正化機構）、
その他のサービス業（全国ビルメンテナンス協会）

１．民間取引における価格転嫁・取引適正化

２．官公需における価格転嫁・取引適正化

３．困ったときは

官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の回答数は7,840件に増加（前回7,193件）。**価格転嫁率**は、**48.4%**（前回52.1%）。
- 「**価格交渉が行われた**」割合は、**９割超**（前回89.5%→**90.2%**）。
- **全額転嫁できた割合**が**21.2%**となり、前回24.9%から**減少**。また、**全く転嫁できなかった割合**は**約２割**と**前回より増加**した（前回17.6%→20.6%）。

直近６か月間における価格交渉の状況

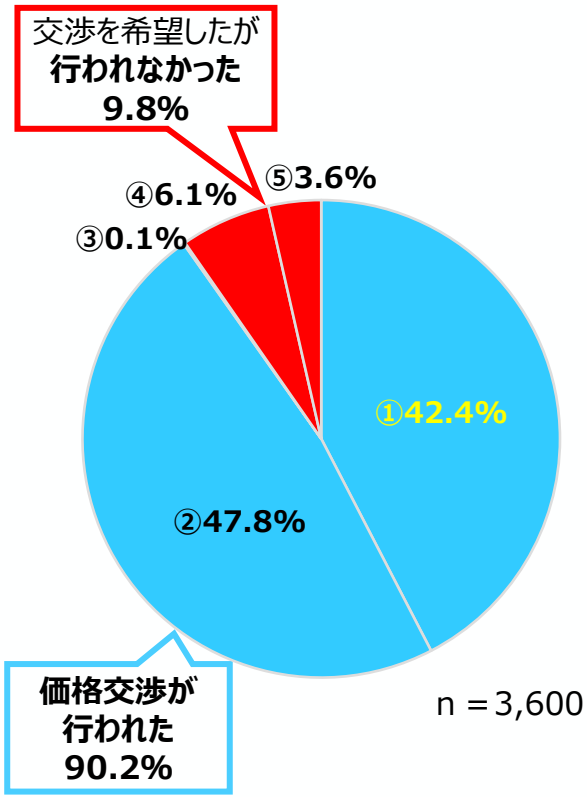

n＝3,600

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた**。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた**。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、**発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、**発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった**。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から**交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**。

直近６か月間における価格転嫁の状況

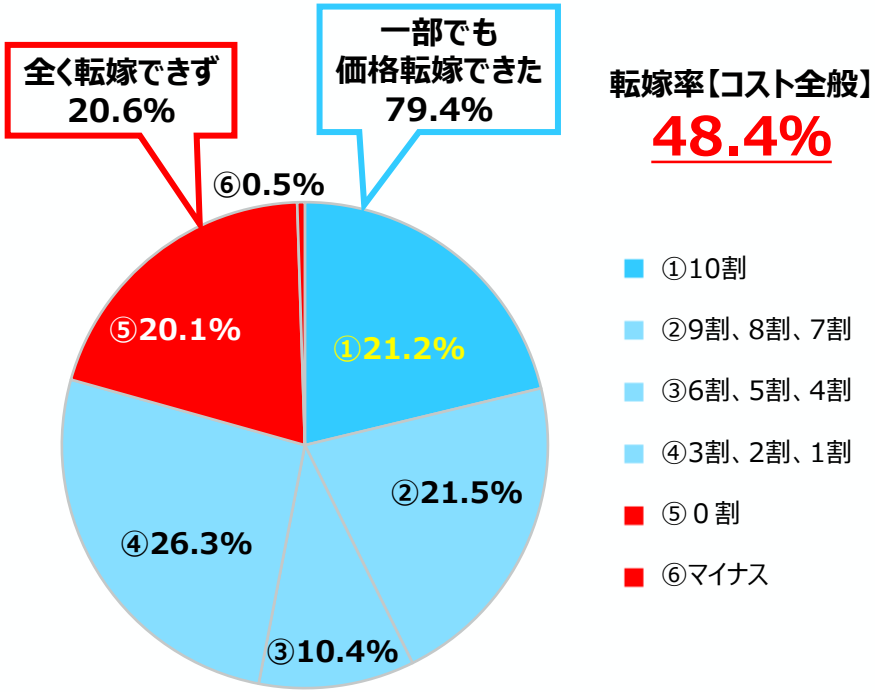

n＝4,935

※「価格交渉不要」、「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針の概要

- 官公需法※に基づき作成する、令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を**4月21日（火）に閣議決定**。同基本方針には、中小企業者の受注機会の増大に向けた数値目標と、具体的に取り組むべき措置を定めている。

※官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

- 地方公共団体も、国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努めなければならない。

契約目標

中小企業者向け契約目標：官公需総額に占める割合**61%**、契約額**約6.５兆円**

（参考）国等（省庁、独立行政法人、国立大学法人等）の官公需総額は約11兆円（Ｒ６年度実績）。

措置事項のポイント

（１）価格転嫁・取引適正化の徹底

- 価格交渉時に**一方的に価格を決定することなく、迅速かつ適切に協議を行うことを明確化**
- 価格交渉時に**受注者が提示する公表資料を合理的な根拠として尊重することを明確化**
- 契約の途中で実勢価格に変化が生じた場合には**入札による契約を含め再交渉が可能であることを明確化**

（２）ダンピング防止の徹底

- **低入札価格調査制度の導入を徹底**　（現状Ｒ６年度71%）
- ビルメンテナンス・警備の契約における**低入札価格調査発動基準の引上げ**（現状６割程度）

（３）品質や機能の適切な考慮

- ビルメンテナンス・警備の調達における価格以外の要素も評価する**総合評価落札方式の適用拡大を明記**
- 燃料調達の際に、災害時に備えて**地域内に燃料供給拠点を有することが要件となり得ることを明確化**

（４）取組状況の把握・見える化

- **措置を未実施の場合の理由の公表**
- **国等から受注した中小企業を対象とした調査の拡充**

（５）人事評価における配慮

- **発注担当職員の積極的な価格転嫁・取引適正化の取組について、人事評価で配慮**

官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランの概要

- 令和8年4月6日の「第2回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、政府として、**国等の契約の基本方針の措置事項のうち特に取組を加速すべきもの**を特定し、**令和8・9年度の2か年で100%の実施を目指す**こととした。
- 国等及び地方公共団体における取組が進むよう、同ワーキンググループ等において**フォローアップを行う**。

加速化プランで100%実施を目指すとした項目（抜粋）

- 発注に当たって作成する**予定価格への最新の実勢価格の反映**
- **低入札価格調査制度（または最低制限価格制度）の活用**
- 契約期間中に発生した**労務費、原材料費、エネルギーコスト等への上昇へ誠実な対応、契約書への明記**
- 組織内で利用する**契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定**
- **知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮**（著作権や中間生成物の無償譲渡を求める記載を行わない）

第２回中小WGにおける佐藤内閣官房副長官指示事項（抜粋）

- 関係府省庁においては、「**官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン**」について、**提示された措置を今年度・来年度の2年間で100%実施**できるよう、**地方支分部局や所管の独立行政法人等を含め、スピード感を持って実行に移すこと**。また、中小企業庁においては、取組状況の見える化を進めること。
- また、地方自治体における価格転嫁を進めることは重要であり、中小企業庁においては、**各機関における取組や価格転嫁の状況調査による実態把握**を進め、その結果を情報連携したうえで、総務省においては、**取組状況が芳しくない自治体に対して個別の改善指導、伴走支援を行い、改善が具体的に確認されるまでフォローアップをする**こと。また、**得られた知見や改善事例を他の地方自治体への指導・助言の際に活用し、横展開を図ること**。

官公需の取引状況に関する実態把握の強化

- 官公需における価格転嫁・取引適正化の実態把握を強化するため、**官公需に特化して、受注側の中小企業に対し、国等・地方公共団体との取引状況を把握するための調査を実施**する。
- 併せて、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく措置状況調査について、**小規模な自治体を含め、全自治体に対象を拡充し、実施**する。両調査ともに、結果は年度内に公表予定。

受注者による評価

これまでの調査（価格交渉促進月間フォローアップ調査）

**全国の中小企業にアンケートを配布し、
10社以上の中小企業から回答があった
発注者（国等・地方公共団体）の状況を公表**

課題

- 官公需取引を行っているか否かを問わず、調査票を配布しているため、全回答のうち、官公需に関するものの件数が限られる。

→ 「発注者リスト」に状況を公表した機関は**89機関のみ**（2025年9月調査結果）

新たな調査（官公需における取引状況調査）

**国等・地方公共団体から契約先リストを提出していただき、
当該リストに掲載された中小企業に対し調査を実施**

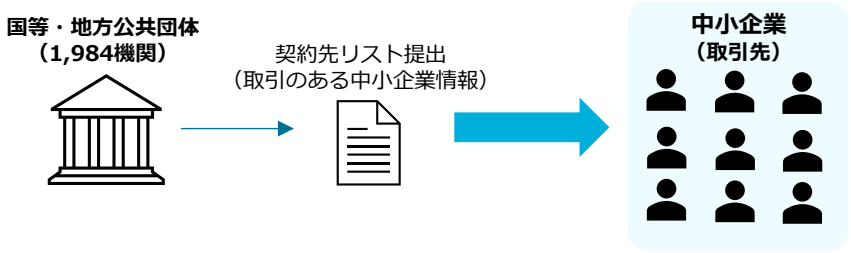

→ **より多くの機関の、受注側中小企業による評価結果をリスト形式で整理し、公表予定**

発注者による自己点検

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく措置状況調査

■調査対象

○国等（※）　196機関
○都道府県　47機関
○人口10万人以上の市町村　258機関
○東京都特別区　23機関

（※）府省庁、独立行政法人、国立大学法人等

■調査対象

○国等　196機関
○都道府県　47機関
○すべての市町村　1,718機関
○東京都特別区　23機関　**合計1,984機関**

→ **人口10万人未満の小規模な自治体においても、主要な項目について、措置の状況を確認**

（参考）官公需確保対策地方推進協議会について

- 毎年夏に、官公需法に基づく**「国等の契約の基本方針」を広く周知することを目的**に、国、地方公共団体の発注機関及び官公需適格組合等の受注者を対象に本協議会を開催。
- 省庁（中企庁、国交省、厚労省、総務省）及び都道府県から官公需施策等について、全国中小企業団体中央会等から支援策の取組について説明。中小企業・小規模事業者の受注機会の確保、価格転嫁・取引適正化など適正な官公需取引を促進。
- 令和８年度は７月にオンラインで16回開催し、延べ1,500名を超える参加があった。

○令和８年の官公需確保対策地方推進協議会の開催日程

日時	曜日	開催時間	経産局	都道府県
7月17日	金	10:00～11:30	北海道	北海道
		13:30～15:00	沖縄	沖縄
7月21日	火	13:30～16:00	東北①	青森・岩手・宮城・秋田
7月22日	水	10:00～12:00	関東①	茨城・栃木・埼玉
		13:30～15:50	関東②	群馬・千葉・ 東京（中央会のみ）・新潟
7月23日	木	10:00～11:35	東北②	山形・福島（県のみ）
		13:30～15:50	関東③	神奈川・山梨・長野・静岡
7月24日	金	10:00～11:45	中部①	富山・石川
		13:30～15:30	中部②	岐阜・愛知・三重

日時	曜日	開催時間	経産局	都道府県
7月27日	月	10:00～12:00	近畿①	福井・滋賀・京都
		13:30～15:40	近畿②	大阪・兵庫・奈良・和歌山
7月28日	火	10:00～11:45	中国①	鳥取・山口
		13:30～15:20	中国②	広島（県のみ）・ 岡山・島根（県のみ）
7月29日	水	13:30～15:35	四国	徳島・香川・ 愛媛（県のみ）・高知
7月30日	木	13:30～15:35	九州①	福岡・佐賀（県のみ）・ 長崎・宮崎
7月31日	金	13:30～15:30	九州②	熊本（中央会のみ）・大分 ・鹿児島

（参考）官公需適格組合制度について

◆ 経営規模の小さな**中小企業１社では受注が難しい高額の案件でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行**できる場合があります。その対応策の１つとして、**協同組合等による官公需の共同受注**があります。

◆ 官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、**一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度**です。

◆ 官公需適格組合は、**入札参加の際に特例**（※）**の対象**となります。

◆ 官公需適格組合の数（令和８年３月末現在）：**898**組合

（※）特例

・証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査において、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算される特例があります。
・特例を受けることにより、上位の等級に格付けされる可能性があります。

・「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」を中小企業庁ホームページにて公表しています。
（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/tekikaku_kumiai_meibo.pdf）
（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kumiai_binran/index.html）

１．民間取引における価格転嫁・取引適正化

２．官公需における価格転嫁・取引適正化

３．困ったときは

取引Gメン

- 2017年4月から取引調査員（＝「**取引Gメン**」）を、**中小企業庁**及び**全国の地方経済産業局**に配置。
- 取引Gメンは、幅広い業種の**中小企業から、取引の実態等をヒアリングし**（年間1万件超）、**問題ある商慣習**や、業界・個社の問題事例を、**業種ごと・取引ごとに分析**。

取引Gメンヒアリング結果の活用

① （望ましい取引の在り方である）**振興基準の改正**や、**個別企業への事業所管大臣からの指導・助言**

② **各業界団体による**取引適正化のための**自主行動計画の策定・改正**や、業所管省庁による**業種別のガイドライン**の策定・改正に向けての要請・働きかけ

③ 公正取引委員会・中小企業庁が執行する、**取適法に基づく取締りの端緒情報** 等

取引Gメンの体制

2017年4月～：80名、
2021年4月～：120名、
2022年4月～：248名、
2023年1月～：300名、
2024年4月～：330名（現在）

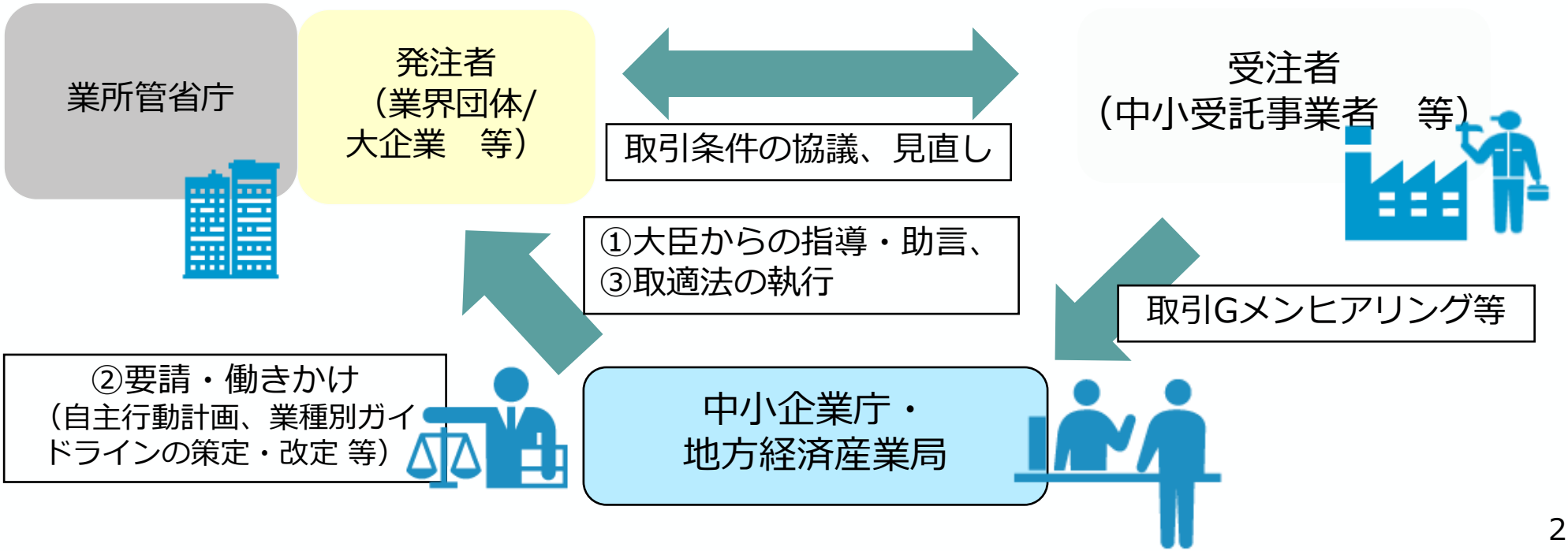

取引かけこみ寺

- 各都道府県の中小企業振興機関協会の協力を得て、**本部及び全国47都道府県に「取引かけこみ寺」を設置**（平成20年4月～）。
- 代金の減額や買いたたきといった**取引上の悩みに関する様々な相談**を受け付け、**中小企業の取引問題や取適法に知見を有する専門の相談員が、年間約1.3万件超の相談対応を実施（令和7年度）**。

取引かけこみ寺での相談の流れ

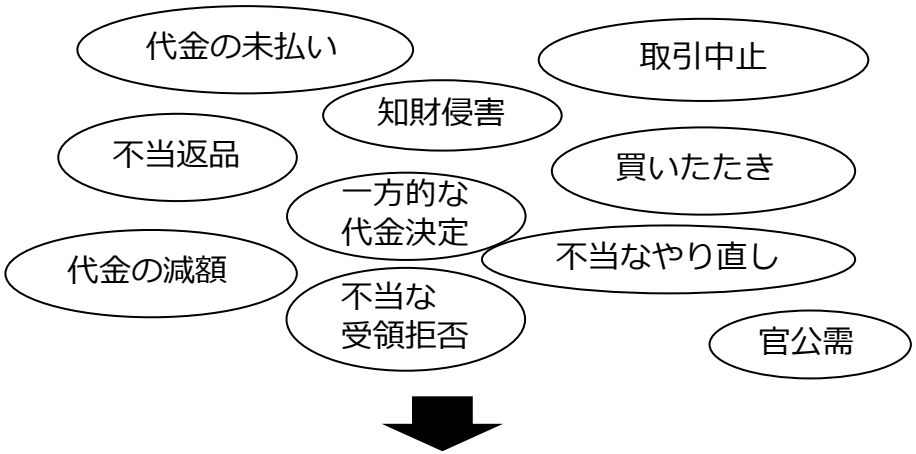

＜相談員が対応＞

- 弁護士による無料相談
- 裁判外紛争解決手続（ADR）
- 取適法違反のおそれがある場合、中小企業庁への通報
- 地方公共団体における官公需相談窓口を紹介

相談者の属性（令和7年度）

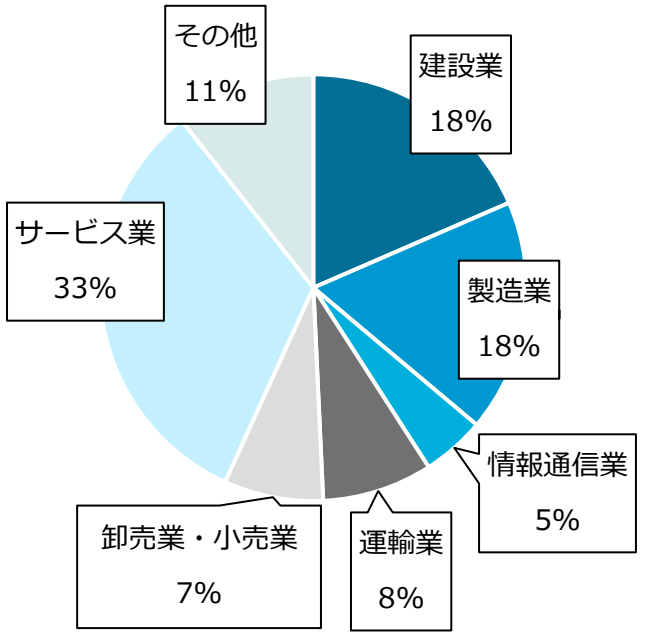

中小企業の価格転嫁実現に向けた支援

- 令和5年7月に全国の**よろず支援拠点に設置した「価格転嫁サポート窓口」**において、価格交渉に必要となる**原価計算の手法の習得支援**や**価格交渉に関する基礎的な習得支援**を実施。
- 中小機構や業界団体においても様々な**価格転嫁支援ツール**を提供。中小企業庁では、これらのツールや価格交渉のポイントをとりまとめた**「価格交渉ハンドブック」**を公表し、商工会議所・商工会等に配布するなど、**地域の支援機関等と連携した情報発信**を実施。

価格転嫁サポート窓口

（よろず支援拠点に設置）

- 中小企業診断士等が、原価計算等について助言。

＜支援例＞

- ✓ 原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。
- ✓ 個々の企業の実態を踏まえた、具体的な製品毎の原価の算出方法等を提案。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞

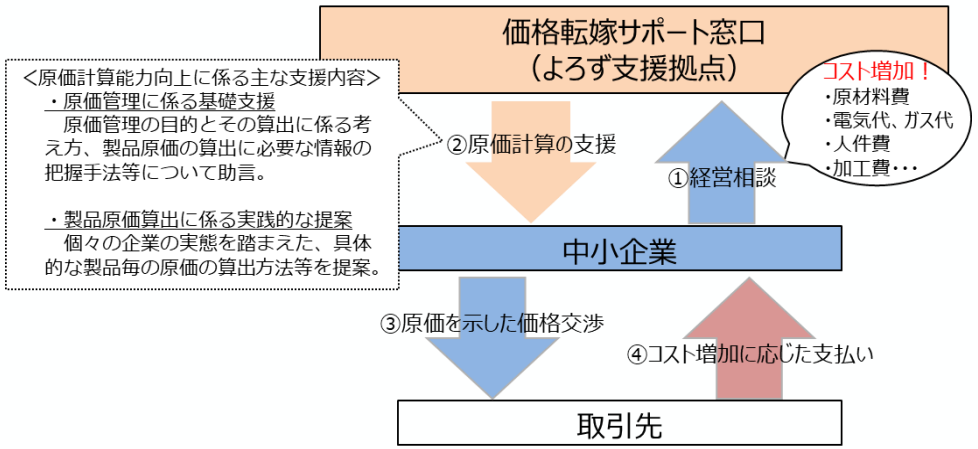

価格転嫁支援ツールの例

- **価格転嫁検討ツール（中小機構）**

⇒商品別・取引先別の収支状況を把握し、目指すべき取引価格を試算することで価格転嫁の必要性を可視化。



- **価格交渉支援ツール（埼玉県）**

⇒主要な原材料価格の推移を表示。34道府県から直接リンク。

- **原材料・エネルギー等の価格転嫁促進ツール（日本自動車部品工業会）**

⇒原材料、エネルギー、労務費等の価格推移と増減を表示。

御清聴ありがとうございました

取適法ガイドブック



振興基準リーフレット



価格交渉支援ツール

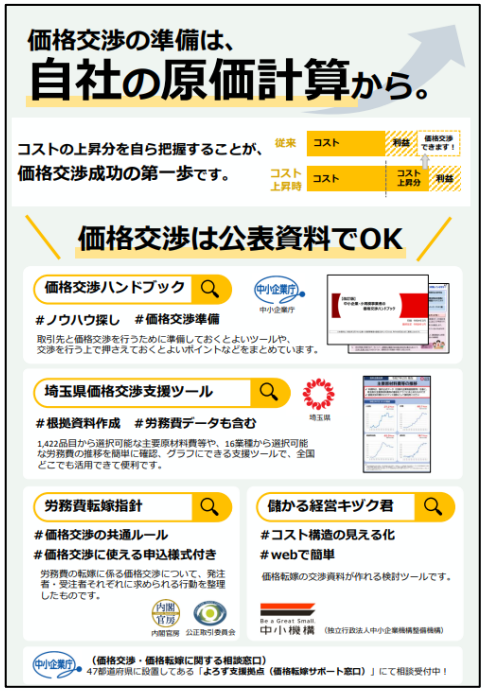

官公需リーフレット

